

尾花沢市住宅リフォーム支援事業

～既存住宅の機能向上を図る工事に対して助成を行います～



▽申請期間 令和6年4月1日から令和7年1月10日まで（※但し、予算がなくなり次第終了）

！！申請の注意点！！

- ◎ 契約・着工前の申請が必要となります。すでに着工した工事は補助対象となりません。
- ◎ 同一の工事に対して、原則他の補助を併用することはできません。
- ◎ 法人等が所有する建物は該当になりません。

▽補助対象の住宅

- ① 尾花沢市に住民登録されており、かつ、自らが所有し、居住する住宅（空き家をリフォームし、実績報告提出までに移住する場合も可）
- ② 令和7年2月10日までに実績報告書を提出できる方
- ③ 市税等を完納している方

▽補助対象の工事

- ① リフォーム工事費総額（消費税込み）が10万円以上であること。
但し、優遇世帯（65歳以上のみの世帯、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の認定を受けている方がいる世帯）にあっては、総額が5万円以上であること。
- ② 県内に本店若しくは主たる事業所を有する業者が施工するリフォーム工事であること。
但し、減災対策工事を施工する場合を除く。
- ③ 下記に示す工事内容に該当する工事であること。

▽補助金額

【一般世帯】右の世帯に該当しない、すべての世帯

施工業者	《市》補助率、上限額		《県》補助率、上限額 ※一定の要件満たした場合
市内業者	補助率 10% 上限額 20万円	+	補助率 10% 上限額 12万円
市外業者	補助率 10% 上限額 12万円		

《県》補助率、上限額
を受ける条件

☆工事費総額が50万円未満の場合、要件工事が5点以上

☆工事費総額が50万円以上の場合、要件工事が10点以上

【移住世帯、新婚世帯、子育て世帯】右に該当する世帯

施工業者	《市》補助率、上限額		《県》補助率、上限額 ※一定の要件満たした場合
市内業者	補助率 20% 上限額 30万円	+	補助率 1/6 上限額 15万円
市外業者	補助率 1/6 上限額 15万円		

【移住世帯】

- ・平成31年4月1日以降に県外から市内に住み替え、転入届を本市へ提出した世帯員がいる世帯。

- ・県外に住民票があり、実績報告までに当該住宅に居住する世帯員がいる世帯。

【新婚世帯】

- ・補助申請日において、婚姻した日から5年以内である世帯。

【子育て世帯】

- ・平成18年4月2日以降に出生した世帯員がいる世帯

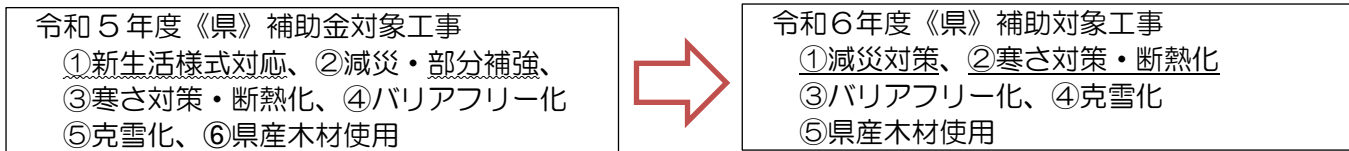
【減災対策】世帯要件、業者要件問わず一律（県要件該当時に限る）

施工業者	《市》補助率、上限額		《県》補助率、上限額 ※一定の要件満たした場合
業者	補助率 40% 上限額 15万円	+	補助率 40% 上限額 15万円

※減災対策工事については、申請件数に限りがあります。

▽前年度からの変更点（主要部分を抜粋）

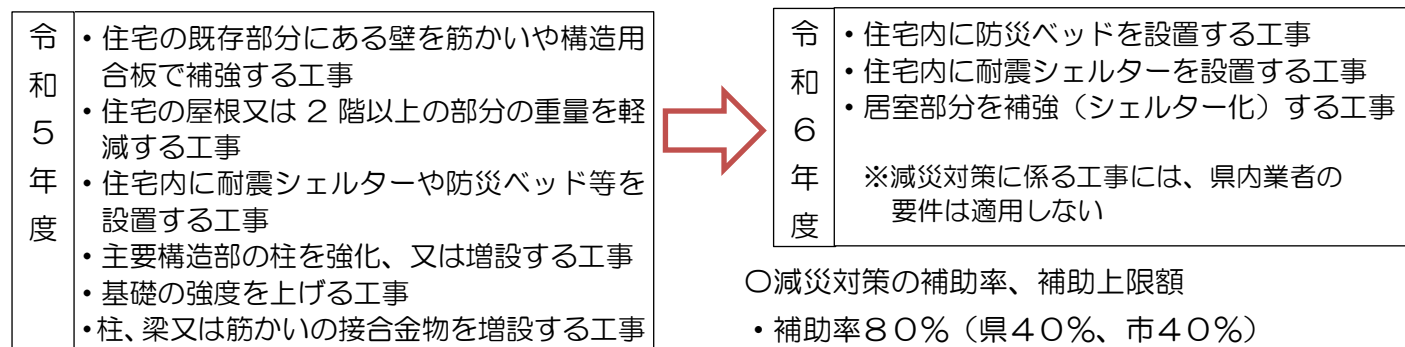
1. 要件工事の見直し



※新生活様式対応が県補助の要件から除外され、減災・部分補強が減災対策に集約し、寒さ対策・断熱化に断熱リフォーム工事チェックリストが追加されました。

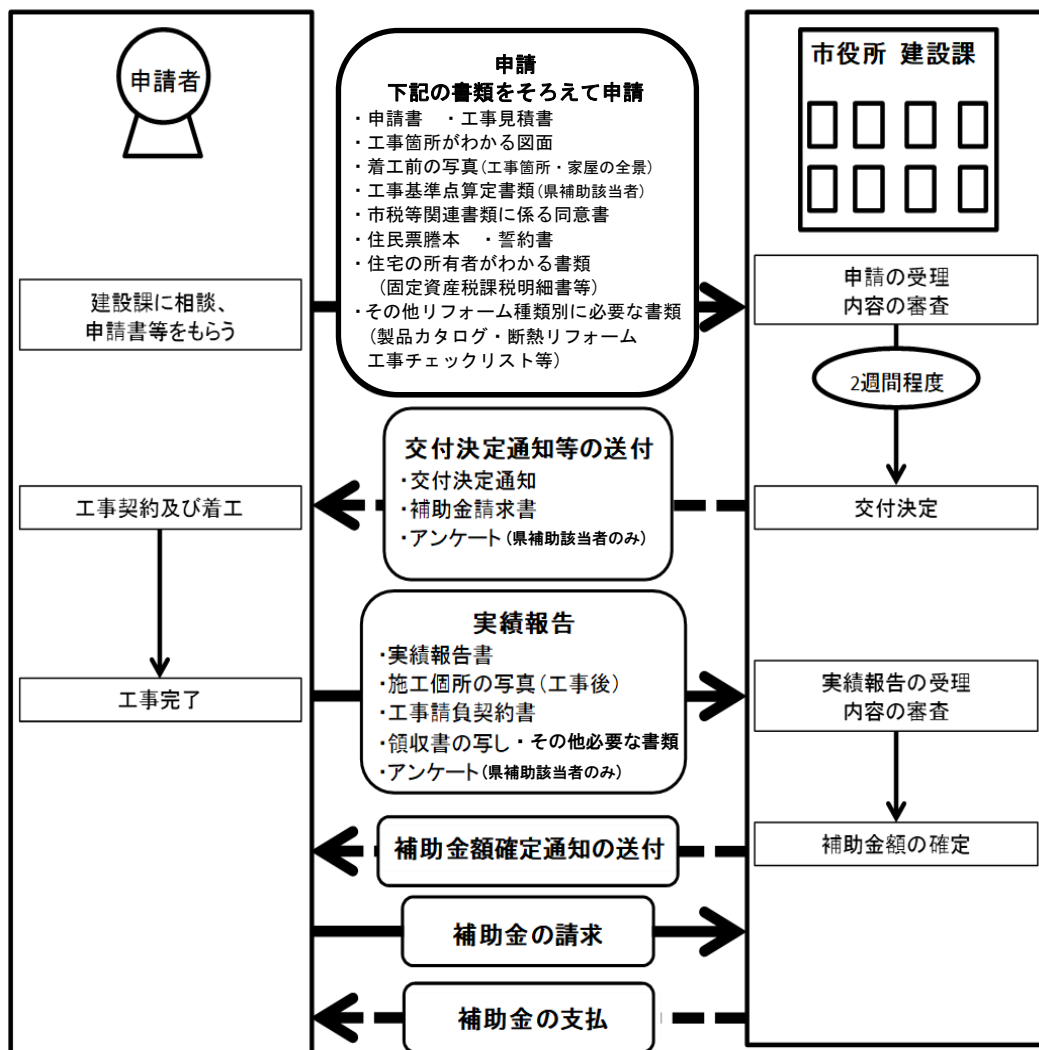
2. 減災対策工事について掲載

令和6年能登半島地震を受け、減災対策工事の補助要件が命を守る対策に特化され、補助内容が拡充されました。減災対策工事については、あらかじめ申請件数に限りがあります。



- 減災対策の補助率、補助上限額
 - ・補助率80%（県40%、市40%）
 - ・補助上限額30万円（県15万円、市15万円）
- 同一年度内に減災対策以外の工事との併用も可能（それぞれ1回のみ）

▽申請の流れ



お問い合わせ先 建設課 0237-22-1114

工事内容詳細

《市》補助金 ※下記の表以外にも該当する工事がありますので、まずはお問合せ下さい。

区分	番号	工事内容(例)	基準点	数量	工事点
別表1	リフォーム全般	(1) 屋根の葺替・塗装、外壁の張替・塗装などの外装工事			
		(2) 部屋の新設・間仕切りの変更			
		(3) 壁紙や床の張替などの内装工事			
		(4) 耐震補強・改修工事			
		(5) 窓・ガラスの取付け・交換(断熱改修など)			
		(6) 室内の建具等の交換			
		(7) 外壁、屋根、天井の断熱化工事			
		(8) バリアフリー改修(手すりの設置、段差解消、廊下幅の拡張など)			
		(9) 風呂、台所、トイレ等の水回り改修工事			
		(10) バルコニーや雪止めの設置			
		(11) 畳の取替え(表替え含む)			
		(12) エアコンの設置に伴う工事			
		(13) 給湯器の設置に伴う工事			
		(14) 克雪化等に伴う工事			
		(15) その他、市長が認める工事			

《県》補助金 ※下記表にて工事合計点が10点以上の場合、補助金が交付されます。

区分	番号	工事内容	基準点	数量	工事点
別表2	1-1	住宅内に防災ベッドを設置する工事	10点/箇所	箇所	点
	1-2	住宅内に耐震シェルターを設置する工事	10点/箇所	箇所	点
	1-3	居室部分を補強する工事	10点/箇所	箇所	点
注)いずれも、公的機関による耐震実験を行い、安全性の評価を受けたものに限る。					
別表3	2-1	やまがた健康住宅の認証を受けた改修工事	10点/工事	箇所	点
	2-2	外部に面する住宅の開口部に別表7(1)の基準を満たす建具を設置する工事	5点/箇所	箇所	点
	2-3	熱交換換気システムを設置する工事	4点/箇所	箇所	点
	2-4	住宅の既存部分の外気と接する外壁、天井、床等に別表7(2)の基準を満たす断熱材を使用する工事	2点/m ²	m ²	点
	2-5	浴室、脱衣室、トイレ、廊下のいずれかに設備工事を伴う暖房機器を設置する工事	10点/箇所	箇所	点
別表4	3-1	住宅内の廊下又は出入口の幅を拡張する工事	10点/m ²	m ²	点
	3-2	勾配の緩い階段に交換又は改良する工事	10点/箇所	箇所	点
	3-3	浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
		(1)浴室の床面積を増加させる工事	10点/m ²	m ²	点
		(2)浴槽のまたぎ高さを低くする工事	10点/箇所	箇所	点
		(3)固定式の移乗代、踏み台その他の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	2点/箇所	箇所	点
		(4)身体の洗浄を容易にする水洗器具を設置し、又は同器具に取り替える工事	3点/箇所	箇所	点
	3-4	便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
		(1)便所の床面積を増加させる工事	10点/m ²	m ²	点
		(2)便器を座便式のものに取り替える工事	10点/箇所	箇所	点
	(3)座便式の便器の座高を高くする工事	10点/箇所	箇所	点	
3-5	居室、便所、浴室、脱衣所もしくは玄関又はこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事				
	(1)長さが100cm以上の手すりを取り付けるもの	2点/m	m	点	
	(2)長さが100cm未満の手すりを取り付けるもの	2点/箇所	箇所	点	
3-6	居室、便所、浴室、脱衣所、若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事(勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては段差を小さくする工事を含む。)				
	(1)勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口の段差解消又は段差を小さくするもの	10点/m ²	m ²	点	
	(2)(1)以外の部分の段差を解消するもの	5点/m ² 又は2点/箇所	m ² 箇所	点	

別表4	3-7	住宅の出入口に戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの				
		(1)開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	5点/箇所	箇所		点
		(2)開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事	1点/箇所	箇所		点
		(3)戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事				
		イ 戸に開閉のための動力装置を設置するもの	10点/箇所	箇所		点
		ロ 戸を吊戸方式に変更するもの	5点/箇所	箇所		点
		ハ イ及びロ以外のもの	2点/箇所	箇所		点
	3-8	居室、便所、浴室、脱衣所若しくは玄関又はこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	1点/m ²	m ²		点
	3-9	エレベーターや階段昇降装置を設置する工事	10点/箇所	箇所		点
別表5	4-1	住宅の屋根の雪下ろし作業の安全性を確保する工事であって、次のいずれかに該当するもの				
		(1)雪下ろし作業用命綱(安全带)を固定するための金具を取り付ける工事	2.5点/箇所	箇所		点
		(2)雪止めを設置し、又は取り替える工事				
			5m未満	5点	累計	点
			5m以上	10点	累計	点
		(3)固定式ハシゴを設置、又は取り替える工事	5点/階	階分		点
		4-2	住宅の屋根の雪を落ちやすくするため屋根を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの			
	(1)屋根の勾配を大きくする工事	10点/箇所	箇所		点	
	(2)雪が滑りやすい屋根材に改良する工事	10点/箇所	箇所		点	
	(3)屋根に雪割り板を設置する工事	10点/箇所	箇所		点	
	4-3	住宅又は住宅の敷地内に融雪設備を設置する工事	10点/箇所	箇所		点
別表6		住宅に県産木材を使用した工事	2.5点/0.1m ³	m ³		点

別表7	(1)別表3で定める建具の基準	
	工事内容	熱貫流率(W/m ² ·K)
	外窓交換	3.5以下
	内窓設置	複層ガラス入りの内窓を設置する工事
	(2)別表3で定める断熱材の基準	
	工事内容	熱抵抗値(m ² ·K/W)
	屋根	4.6以上
	天井	4.0以上
	外壁	2.2以上
	床	3.3以上
	土間床等の外周部分の基礎壁	1.7以上

※建具・断熱改修工事を実施する際には、申請時に断熱リフォーム工事チェックリストの記載および製品カタログ又は参考資料の提出、実績報告時に出荷証明書又は型番等の確認できる書類が必須です。

※井戸の掘削、ポンプの設置等が補助対象になる場合があります。一定の条件がありますので、詳しくは建設課都市住宅係までお問い合わせください。

住宅リフォーム支援事業との関連補助事業

※予算や要件により、補助対象とならない場合がございます。

【尾花沢市木造住宅耐震診断士派遣事業】

平成12年5月31日以前に建築された木造住宅に対して、耐震診断士を派遣します。

- ・在来軸組工法による平屋建てまたは2階建てであり、自らが所有し居住している住宅
- ・診断費用：無料（ただし診断に必要な図面が無い場合は負担有）
- ・申請期間：令和6年4月1日～令和6年10月31日